

企業保険のニーズへの対応に必要な研究上の課題～新たな研究領域の 開拓に際して求められるもの

神戸大学

榊 素寛

1. 本報告の位置づけ

本報告は、企業保険領域の研究が未開拓であることを前提に、保険実務家の手による三報告を受け、1)共通論題における三報告がもたらすインパクト、2)法学者がこの報告をどのように消化し、企業保険分野の研究を行うことができるか、3)そのために必要な前提条件は何か、等の検討を行うものである。

2. 保険実務家による三報告がもたらすインパクトと法学者による研究のあり方

三報告とも、多くの聞き手にとって、新規性の高い先端的な保険実務に関する情報を提供することに加え、実務的なニーズを前提として、伝統的な保険法研究に対する複数の問題提起を示す。多岐にわたる論点のうち三点を示す。

第一に、地震保険を含め、伝統的な損害保険契約は、特定の物に対して付保し、保険事故発生時にその物の損害填補を得ることを想定していた。他方、先端的な保険実務では、特定の物に対する付保という視点は後退し、キャッシュフローの確保のため選択的な付保を行うなど、保険に対する考え方が伝統的な保険法学の前提とは異なる場面がある。このように、少なくとも地震保険に関しては、家計保険には見られない視点として、B/S から P/L へ、P/L から C/F へと付保の目的が変遷しており、これを前提とすると、従来 of 保険契約法の基本論点に対する考え方が再検討を迫られることが想定される。典型的には利得禁止原則が検討対象である。特定の「物」ではなく企業のキャッシュフローが付保の中核的な考慮要素なのであれば、伝統的な物保険とは異なる考え方を検討する余地がある。

第二に、保険供給のキャパシティを前提とした保険調達のアレンジメントからは、前提となる契約内容の統一や、ブローカーがアレンジした複数の保険契約相互の関係について、保険会社間の紛争や保険者・被保険者間の紛争が生じうるが、この点についての研究は十分には行われていない。近時は裁判例も見られるが、

とりわけ国際的な保険調達の文脈における考え方は、未開拓かつ重要な論点と考えられる。

第三に、企業保険の法的側面の研究を従来の保険法の研究手法で行うことが困難である問題である。企業にとっては、単なる地震保険の調達を超えて、リスクマネジメントの文脈で限られる問題であり、内部統制の文脈で位置づけられる問題である。約款解釈や立法論を中心とした保険法研究では、このようなニーズへの対応は不可能であると思われ、コーポレートファイナンス、リスクマネジメント、プランニング、内部統制の観点など、伝統的な保険法研究の手法以外からアプローチをしなければ、意義のある研究をすることは困難である。この点で、保険法研究のあり方そのものが問われうる。

3. 研究領域の開拓に必要な前提条件

法学者が企業保険の研究を進めるうえでは、伝統的な法解釈学がもたらしうる貢献の水準は、紛争が顕在化しない現在においては必ずしも高くはない。解釈を中心とする伝統的な手法の限界であり、伝統と先端の接合は困難である。

実務家と会話を成立させ、研究を行うためには、実務家と会話をするための標準的なツールを備えることが必須である。加えて、研究の蓄積がない状況では、伝統的な視角以外からの分析を行わなければ、この領域の研究を進めることは困難である。保険商品・引受実務の理解についても、新商品の理解、共同保険ではなくレイヤー型のアンダーライティングなど、理解すべき対象に広がりがあり、伝統的な保険商品を研究対象にするだけでは、この領域を研究するには十分ではない。逆にいえば、特に時間の面で標準的なスキルセットのトレーニングが可能な若手には、研究の空白部分はブルーオーシャンとなりうる。

また、研究者による研究の前提として、実務家による情報発信がなければ、研究を行うことは不可能である。この点で、機密性が高く言語化困難な実務を実務家が活字にし、研究者の研究対象を提供することが強く期待される。これは、保険法学・保険論の双方に共通であり、研究者がアクセス可能な情報発信は研究のインフラとなる。この点についても、企業保険領域の研究が進んでこなかった理由であると考えられる。